

倉吉市地域除雪作業報償金についての「Q & A」

Q 1 除雪時の状況写真は必要か。

A 1 除雪機械の写っている作業状況の写真を2, 3枚程度提出してください。

※積雪深は、除雪する道路（又は歩道）の代表的な場所と思われる所で測定し、実施報告書に記載してください（写真までは添付の必要はありません）。

Q 2 積雪が多く、道路を往復して除雪を行った場合の扱いはどうなるのか。

A 2 報償金は、市道等の延長10メートルにつき200円で算出します。往復で除雪された場合であっても、道路延長で報償金額を算出します。

Q 3 市の除雪路線について除雪を行った場合の扱いはどうなるのか。

A 3 同一路線の除雪に対し、公費を二重に投入することになってしまうため、報償金の対象となりません。市が行う除雪路線については、除雪路線図にてご確認ください。

ただし、除雪路線の歩道（縁石やガードレール等によって歩行者用に区画された部分）及びグリーンベルト（緑色に着色された通学路）について除雪された場合は報償金の対象となります。

Q 4 県道の歩道を除雪した場合の扱いはどうなるのか。

A 4 県の管理する歩道を除雪した場合、報償金の対象となりません。

鳥取県の制度で「鳥取版 河川・道路ボランティア促進事業」による交付金がありますので鳥取県へご相談ください。

<申込み・問い合わせ先>

鳥取県中部総合事務所 県土整備局 維持管理課（電話：0858-23-3217）

Q 5 ボランティアで通学路等を機械除雪されている方の扱いはどうなるのか。

A 5 ボランティアの方と話をしていただき、自治公民館の活動として取り扱う場合には、自治公民館から申請してください。

（裏面へ続く）

Q 6 ボランティアの除雪が複数の公民館を跨がる場合の扱いはどうなるのか。

A 6 各自治公民館ごとに申請していただくか、各地区コミュニティセンターからの申請が基本となります。

このようなケースは事前に、地区コミュニティセンターへご相談ください。

Q 7 自治公民館が行う除雪は、小型（歩道用）除雪機以外の機械でもよいか。

A 7 機械の種類は特に問いませんが、人力による除雪は対象となりません。
保険対応等を含め、安全に十分に配慮し作業を実施してください。

Q 8 業者委託は期間で契約しているが対象になるのか。

A 8 積雪深が30cm以上ある日が対象になります。

ただし、A 3と同様に、市の除雪路線について除雪を行った場合は報償金の対象となりません。

なお、業者とは、商工業などの事業を営んでいる人をいいます。

Q 9 除雪距離が正確に分からない場合はどうなるか。

A 9 市販又はインターネットの地図からの測定や、車の距離計での測定など特に方法は問いません。ご不明な点は、建設課へご相談ください。

Q 10 神社や寺院の参道や駐車場、学校などの敷地を除雪した場合は対象となるか。

A 10 上記の場合は、市以外の管理者の土地であり、また、生活道路（地域住民の日常生活に利用される道路）ではないため報償金の対象となりません。

<問い合わせ先>

倉吉市建設部 建設課

担当：河原・中野

電話：22-8169